

2015年 5月29日  
町 田 市

東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し  
町田市が事業者を求める基準

- 1 原則として、町田市民の入居を優先すること。
- 2 近隣住民に対し、説明会等を実施し、十分な説明を行うこと。  
なお、近隣住民とは、下記（１）（２）のいずれかに該当する者をいう。
  - （１）当該住宅の敷地境界線から、その高さの２倍の水平距離の範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者
  - （２）当該住宅の敷地境界線から、５０メートルの水平距離の範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者
- 3 町田市の依頼する調査やヒアリングに協力すること。